

族により年金の搾取など権利侵害を受けていたりする触法障がい者があった等、家族環境の問題が伏在しているケースもあった。

その他

これらの対象者を受け入れていない施設にあっても、年長の対象者については、生活習慣を整えることを重視し、清掃や生活習慣への指導を通じた年少者への模範となることによって自尊心が回復するという点を強調する施設もあった。

(3) 地域生活定着支援センターへのヒアリング調査の内容

全国の定着支援センターの職員に対し、受け入れたケースについて、支援の過程に沿って調整・検討した内容を、半構造的なヒアリングを用いて分析した。

触法高齢者・障がい者への特別調整の対応状況

ヒアリング調査を実施した定着支援センターでは、運営・設立母体となっている社会福祉法人等がほとんど障がい者福祉に関する事業や実務経験が多かった。このため、特別調整が開始された時点では「予想よりも高齢者が多い」等の声が聞かれ、実際も触法高齢者への特別待遇が半数以上を占めた。

刑事施設や保護観察所から得られる触法高齢者・障がい者に関する情報が少なく、事前の面接などで本人の生活歴を十分把握するなど工夫が求められていることは各センターで共通していた。これをもとに、年金や介護保険など社会保険の復活手続などが行われている。また、触法障がい者に対しては、家族や出身の学校などから成育歴をつかみ、療育手帳の取得に努めているが、協力が乏しいことや情報が得られにくい等の課題があげられていた。

また連絡協議会でも、情報交換やこれら社会資源の活用について、国による対応ルールの設定などを行う必要があるとの意見が多く聞かれている。

社会関係調整で苦労している点

前述のとおり、本人の生活歴をつかんだ上で地域生活への移行を進めていく際に、周囲の人間関係が乏しいため制度利用への協力が得難いこと、また刑事施設での処遇などを通じて「本人らしさ」というべき個人の特性がつかみにくくなっているため、周囲との関係調整を重ねることによって、徐々に本人のリラックスした環境を築けるような工夫をしている等、具体例をもとに説明がなされることが多かった。

考慮している点

触法高齢者・障がい者とも本人なりに社会経験もあり、かつこれまで福祉サービスと良好な関係を築けていない等、信頼関係を築く上で障壁があることが、各センターでのヒアリングで語られている。このため、本人を取り巻く環境調整を重視し、様々な考慮を行っているとの意見が多かった。

詳細は、別紙資料2のとおり。

(研究協力者：古川隆司)

3. 諸外国における刑事司法と福祉の連携

諸外国における触法高齢者・障がい者を巡る司法と福祉の連携について、事件発生後できるだけ早期の段階で福祉的ニーズの把握が行われるシステム、さらに、刑事司法で働く専門職としてのソーシャルワーカーの役割に焦点を当てつつ、「判決前・後(社会)調査」、「特別な付添人制度」、「警察・検察・裁判所における福祉専門職又は福祉的素養をもった担当官の配置」等についてまずそれぞれの国の概要について調査を実施した。

(1) ノルウェー・イタリアについて

【ノルウェーにおける触法高齢・障がい者等に対する支援】

ノルウェーについては、平成22年3月に浜井がオスロ大学を訪問し、海外協力者のLill Scherdin(リル・シェリダン)の協力の下、政府統計局(司法統計部門)、オスロ刑務所を訪問し、担当者に対してインタビュー調査を実施したほか、オスロ大学犯罪学研究所のスタッフとの意見交換会を実施し情報を収集した。この調査結果については、法律専門雑誌『季刊刑事弁護』(現代人文社)63号に掲載された。(別添資料3-1)

ノルウェーでの調査結果の概要は、以下のとおりである。ノルウェーの司法統計を調査したところ、ノルウェーでは高齢犯罪者がまったく増加していないどころか、高齢者の検挙自体が極めて少ないことが判明した。結果として、ノルウェーの刑務所には高齢受刑者はほとんど存在しない。日本との違いはどこから生まれるのか。ノルウェーの人口が高齢化していないわけではない。実は、本研究によって高齢化に伴って高齢者犯罪が増えている先進国はアメリカを除くと日本ぐらいであることが判明した。ノルウェーのように最低補償年金や高齢者に対する公営住宅や在宅での介護サービスなどセイフティーネットがきちんと機能していれば、そもそも万引などの高齢者犯罪は起こりにくく、累犯化しにくい。彼らが刑務所に送られることも、釈放された後で帰る場所がないということも起らない。つまり、高齢犯罪者の増加という問題は、高齢化にともなって、高齢犯罪者が増えるという単純ものではないのである。また、高齢化に伴って

高齢者犯罪が増えていないのは、ノルウェーなどの北欧だけではない。ドイツ、フランス、イタリアといったヨーロッパ大陸の西欧先進国でも高齢者犯罪の増加はほとんど問題となっていない。つまり、高齢者犯罪の増加や高齢受刑者の増加は、日本に固有の問題であり、日本の社会及び刑事司法手続の中に高齢者犯罪や高齢受刑者を増加させる原因があるということである。

また、ノルウェーには、触法高齢・障がい者を支援したり、刑事司法と福祉をつないだりするための特別な機関は存在しないこともわかった。それは、特別な機関がなくても被疑者・被告人・受刑者にかかわらず、刑事司法のどこにいても福祉を含めた市民が受けることのできるサービスが行き届いているからである。刑務所の中にも、地域と同様に公共の医療サービス、教育サービス、福祉サービスが入り込んでいるため、特別な支援を必要としていることが判明した。

【イタリアにおける触法高齢・障がい者等に対する支援】

イタリアについては、トリノにある国連犯罪司法研究所 UNICRI (United Nations Interregional Crime and Justice Research Institute) の主任研究員の Angela Patrignani (アンジェラ・パトリニャーニ) に研究協力を依頼し、イタリアの刑事司法における高齢・障がい者の処遇に関する報告書(英語)を作成してもらった。

この報告書を基に、イタリアにおける現地調査を計3回実施し、高齢者や障がい者の拘禁を回避するための刑事司法制度の運用や実務についてより詳細な内容を調査した。具体的には、UNICRI に調整を依頼しピエモンテ州を中心に、司法精神病院、刑務所、矯正処分監督裁判所、社会内刑執行事務所等といった公的機関だけでなく、受刑者や薬物依存者といった社会的困難に陥った人たちを支援する社会協同組合なども訪問し各機関の責任者や実務担当者に対するインタビュー調査を実施した。この調査結果については、法律専門雑誌『季刊刑事弁護』(現代人文社)65号・68号や犯罪社会学会の学術機関誌『犯罪社会学研究』36号(別添資料3-2)などに掲載された。

イタリアの刑事手続は、大陸系刑法の影響を受けているため、基本的な部分では日本との共通点も多い。日本と異なるイタリアの刑事司法の最大の特徴は、判決と刑の執行(刑務所への送致)の間に、もう一つ別の刑事手続(裁判所)が介在するところにある。そのプロセスの中心となるのが矯正処分監督裁判所 (Tribunale di Sorveglianza : 以下 TDS) である。TDS は、裁判所が言い渡した刑の具体的な執行方法を検討する裁判所である。TDS の裁判体は、2人の職業裁判官、1人の臨床心理士または犯罪学者もしくは福祉専門家、1人の医師または精神科医師の4人から構成されている。審理には、受刑

者のほか検察官と弁護士が参加する。イタリアでは、自由刑(拘禁刑)が宣告され、確定するとそのほとんどの刑の執行がほぼ自動的に(検察官によって)一時停止され、この間に拘禁代替刑の検討が行われる。これは、イタリア憲法第 27 条に、刑罰は人道的なものでなくてはならず、更生を目的とすべきことが明記されているためである。つまり、刑罰としての拘禁刑が宣告された後に、受刑者の特性を考慮し、人道的かつ更生のために望ましい刑の執行方法を検討するため、刑事裁判所とは異なる裁判所が刑の執行段階で設けられているのである。

刑の執行が停止された受刑者については、後で紹介する司法省のソーシャルサービス機関である UEPE (Ufficio Esecuzione Penale Esterna : 社会内刑執行事務所) が日本の家庭裁判所調査官が行っているような社会調査を実施し、医療的又は福祉的な措置が必要な受刑者については自宅拘禁(公的施設への拘禁を含む)といった拘禁代替刑の必要性について検討し、その結果を社会調査報告書として TDS に提出する。

イタリアの刑務所で被収容者に対するソーシャルサービスが始まったのは 1975 年(法律 354 号、72 条)で、その後、司法省内に CSSA(Centro di Servizio Sociale per Adulti) という受刑者にソーシャルサービスを提供する組織ができ、2005 年の法改正により、この組織は UEPE と改称している。TDS と同様に、UEPE はイタリア憲法に書かれた刑罰目的としての更生・社会復帰を促進するために設けられた機関である。UEPE は刑務所内でも活動しているが、組織としては司法省の管轄で刑務所とは別組織として刑務所の外に設置されている。組織の形態は、日本の保護観察所とも類似しているが、UEPE は、拘禁代替刑の執行を担当するほか、矯正施設の被収容者とその家族を支援対象とし、刑務所内での処遇にも関与するなど、直接受刑者と関わりながら社会復帰への調整を進める点が異なる。UEPE は、主として刑務所内で活動するグループと社会内で活動するグループの二つに分かれて活動している。UEPE の主な業務は以下のとおりである。

- ① 拘禁代替刑執行中の者の指導・監督および補導・援護
- ② 拘禁代替刑に関する調整と TDS に対する社会調査報告書の作成
- ③ 釈放者等被収容者に対する社会復帰のための支援
- ④ 被収容者や社会内処遇の対象者に対する社会資源(社会福祉、薬物処遇など)の調整(最適化・効率化)
- ⑤ 被収容者の家族に対する支援

UEPE で働いているのは、所長を含めてほとんどがソ

一シャルワーカーであり、組織としては司法省に属しているが、職能集団として地域のソーシャルサービスとネットワークでつながっていることが大きな特徴である。UEPE の主な業務は、ケース管理であり、処遇に対して最終的な責任を持つものの、被収容者や代替刑受刑者に対して薬物処遇を行ったりするなど直接プログラムを提供することではなく、それらのプログラムの調整、職業のあっせんや福祉への引き継ぎなど、地域のソーシャルサービスへのつなぎ(コーディネーション)を主な業務としている。様々な社会資源を組み合わせて処遇計画を作成し、それを管理・実行するのが UEPE の役割である。

UEPE の最大の特徴は、刑事司法内の組織で刑務所の外に位置づけられ、社会内での処遇や支援を担当するものの、刑務所内にも自由に行き来することができ、刑務所と外部の社会資源を直接的につなぐことができる点にある。日本の保護観察所が同じ法務省に所属しながら刑務所とうまく連携できていないのと比較して、UEPE は組織が別でも、被告人を含めて被収容者の支援という刑務所内の業務が主な業務であるため、刑務所との連携がスムーズであることを特徴としている。さらに、UEPE は、TDS のために社会調査報告書を準備することからもわかるように、司法(裁判所)と矯正・保護処遇や社会福祉をつなげる機関であり、犯罪者の更生に向けて縦割りの行政をつなげる上で大きな役割を果たしている。

詳細は、別添資料 3-1 及び 3-2 のとおり。

(研究分担者：浜井浩一)

(2) ドイツ及びイギリスにおける障がい者等に対する取調べと援助

【ドイツにおける障がい者等に対する取調べと援助】

ドイツにおいては、精神障がい者等に対する弁護権保障に関する規定が刑事訴訟法に設けられている。ドイツ刑訴法 140 条 2 項は、「裁判長は、…被告人が自ら防御することができないことが明らかなとき、請求により又は職権で、弁護人を任命する」と規定している。この「自ら防御することができないことが明らかなとき」には、精神障がい、知的障がい、高齢者、読み書きができるない者、心身障がい者のための特殊学校の学生が被疑者の場合に含まれるとされている。後述のイギリスの例に比べて、逮捕されていない場合においても、弁護人の選任があり得る点で特徴的である（ドイツ刑訴法 141 条 1 項、2 項）。

この規定により選任された弁護人は、被疑者と協議するために必要な援助を得ることができるとされている（裁判所構成法 186 条）。

他方で、イギリスのように取調べへの弁護人の立会は

認められていない。もっとも、以下の点に留意する必要がある。ドイツでは、取調べ自体を目的とした身体拘束（尋問を行うための勾引）が認められている。他方で、日本でいう逮捕・勾留された場合は、逮捕後に最大 48 時間以内に裁判官のもとに尋問のため引致されなければならず、その後は、被疑者の身体は捜査機関の手元に置かれないため、基本的に取調べは行われない。それゆえ、被疑者が取調べを受ける場合には、任意に応じる場合と召喚・勾引に基づく場合があることになる。前者の場合については、被疑者が取調べを拒否した場合は捜査機関による説得は可能とはいえ、取調べは中止されるべきとされている。後者の場合において、日本のような出頭・滞留義務が課せられるかが問題となる。通説は、このような場合でも被疑者が取調べを拒否した場合は、取調べそのものを終了して、被疑者を釈放すべきとされている。また、被疑者には、取調べ中も含めていつでも弁護人と自由に相談する権利が認められている。被疑者が弁護人との相談を申請した場合は、取調べは中断されなければならないし、取調べ前に申請があった場合は取調べは延期されるべきとされている。このような実務を前提とすれば、弁護人による取調べのコントロールも可能であろう。

【イギリスにおける障がい者等に対する取調べと援助】 「適切な大人 (Appropriate Adult) 制度」

イギリスでは、少年や精神障がいなど、精神的に傷つきやすい者が逮捕などされた場合に、弁護権保障だけでなく、それらの者を福祉的・心理的に援助する第三者が必要的に関与する制度が構築されている。これを、「適切な大人 (Appropriate Adult) 制度」という。

この制度は、1984 年の警察・刑事証拠法 (P A C E) によって創設された。

この「適切な大人」(少年の場合を除く) とは、①「親族、後見人、その他その者のケア若しくは看護に責任を負う者」、②「精神病者又は精神的に傷つきやすい人々の扱いに習熟している者。但し、警察官又は警察官に雇用されている者を除く」、③「そのいずれも存在しない場合は、警察官又は警察に雇用されている者を除く 18 歳以上の責任のある大人」とされている。さらに、家族より習熟や訓練について資格を有する者が望ましいとされている（実務規範 C1.7、ガイダンス 1D）。

制度の概要

被疑者が逮捕された場合、警察官である留置管理官 (Custody Officer) は、「被留置者が、精神障がい者もしくはその他の精神的に傷つきやすい者であること、又は自己に対する質問もしくは自己の解答の意義を精神的に理解することができないものであるとの疑いを持った

とき、又は善意でその旨を知らされたとき」は、その被留置者を精神障がい者若しくはその他の精神的に傷つきやすい者（以下、精神障がい者等）として扱うべきとされている（PACE 実務規範C1.4 条）。

留置担当官が精神障がい者等に当たると判断する基準については、次のような規定がある（実務規範Cに関するガイダンス 1 G）。まず、①「精神障がい」とは、1983年精神衛生法 1 条 2 項において、「精神病、精神の発達遅滞、精神病質、その他の精神の障がい又は無能力」とされている。②「精神的に傷つきやすい」とは、その精神の状態又は能力のゆえに、自分に対して言わわれていること、自分に対する質問又は自分の返答の意味を理解しないおそれがある被留置者を指すと言われている。

被留置者が、精神障がい者等に当たると判断された場合、自分が逮捕されたことを「友人、親族、知人、その他の福利に関心を有すると思われる者」に通知する権利

(PACE 56 条、実務規範C5 条。この権利はそもそも逮捕・留置されている者に認められている)に加えて、被留置官により遅滞なく当該留置の理由及び被留置者の所在を遅滞なく「適切な大人」に対して通知し、「適切な大人」に警察署への出頭を要求するとされている（実務規範C3.15 条）。

この、「適切な大人」は、役割は被疑者の取調べにおけるものとそれ以外のものに区別することができる。

まず取調べに関するもの以外の役割を挙げておこう（助言や権利告知・行使の実効化）。①被疑者が逮捕・留置された場合においてなされる権利（逮捕されたことを連絡してもらう権利、弁護士と内密に相談する権利、実務規範を参照する権利）の告知などに立会うという役割

（実務規範 C3.1、3.17 条など）。被疑者自身への助言や援助という「適切な大人」の義務、その「適切な大人」といつでも内密に相談できることに関する助言も被留置者になされる（実務規範C3.18 条）。②被留置者本人が要求していない場合であっても、本人の利益のために、法的助言を得るために弁護人を要求すること（実務規範C3.19 条）。この要求がなされた場合は、原則として取調べを行うことはできない（実務規範C6.6）。

次に、取調べに関するものを挙げておこう。まず、被疑者取調べの立会については、「適切な大人」のいないところで、取調べを受け、又警告の下に作成された供述書面若しくは取調べ記録への署名やその提出を求められてはならない、とされている（実務規範C11.15 条）。さらに、「適切な大人」が取調べに立ち会う意味としては、①取調べを受ける者への助言、②取調べが適正かつ公正に行われているかの観察、③取調べを受けている者とのコミュニケーションの促進が挙げられている。それゆえ、「適切な大人」は、取調べが、被疑者を混乱させ、抑圧

的な方法で行われる場合などは、弁護人による法的助言を得るために、取調べの中止を求めることができる（取調べが長時間に及んだり、被疑者が混乱するなどした場合も同様である）。このような「適切な大人」の立会なく、取調べが行われた場合は、そこで獲得された自白は排除される。

実務上の諸問題

精神障がい者等に該当するかどうかの判断は、留置管理官である。しかし、留置管理官は、該当するとの疑いをもったとしても、直ちに「適切な大人」を呼ぶわけではなく、医師、とくに警察医を呼び、その診断を求めるのが一般的であるとされている。そして、医師の判断、助言、勧告を踏まえて、「適切な大人」を呼ぶかどうかの判断をしているとされている。このような運用の背景については、「適切な大人」を呼ぶまでに要する手間や時間を回避するのに役立つという理由があるということが指摘されている。他方で、医師を呼ぶ判断をするのは結局留置管理官なのであるから、やはり警察に対する研修やガイドラインが必要であるとする指摘もある。

その他、「適切な大人」の役割や資格に関するガイダンス、供給のための制度の充実など様々な改革の必要性などが指摘されている。

※（京明「被疑者取調べにおける精神障がい者等の供述の自由（1）（2・完）香川法学 28巻 2号（2008）、3・4号（2009）の内容に加え、Ed Cape、Defending Suspects at Police Stations 5th.ed. 2006 なども参照した。）

日本の法制度との比較

日本では、2004 年の刑訴法改正により、裁判官の職権による被疑者の国選弁護人の選任要件として「精神上の障がいその他の事由により弁護人を必要とするかどうか」を判断することが困難である疑いがある被疑者」が加えられた。この改正自体は、重要といえる。とはいって、この規定は被疑者が最大 72 時間の逮捕後に勾留がなされたことが前提とされている。それゆえ、72 時間逮捕されながら取調べを受けた後に関する規定であるといえる。また、その判断については明確な判断は示されていないし、弁護人も含めて第三者による取調べへの立会は認められていない。さらに、このような手続、とくに取調べを経て獲得された自白については、証拠能力（証拠としての資格）という観点ではなく、証明力（証拠としての価値）の面で考慮されているに過ぎない。

日本法への示唆

ヨーロッパ人権裁判所も認めているように、捜査手続においても「公正な手続を受ける権利」が最大限保障さ

れるべきである。日本は、ヨーロッパ人権条約を批准していないが、ほぼ同内容の自由権規約を批准している。さらに、「障がい者の権利条約」13条を踏まえるならば、日本の捜査手続においても「障がい者にとっての公正な手続」が保障されなければならない（憲法31条や37条も同内容の要求をしていると解すべきである）。

これらを基礎として、精神障がい者等に対する取調べへの弁護人の立会や取調べの可視化、さらには社会福祉士などの専門家の立会や手続関与が認められるべきである。そのモデルにイギリスはなり得る。

さて、そのための実現方法としては、法改正があり得る。弁護人選任の基準の改正、取調べなどの関与に関する規定が設けられるべきである。他方で、法改正がなされない期間における法解釈としては、刑訴法31条2項にいう「特別弁護人」の活用が考えられる。この規定を用いることができるならば、身体を拘束された被疑者との接見などの権限も認められることになるなどのメリットも考えられる。もっとも、最高裁判例は、この規定の適用を公訴提起後に限るとしている（最決平5・10・19刑集47巻8号67頁）。しかし、このように時期を限定する法規定上の根拠はないというべきである。いずれにせよ取調べの可視化が実現しない限り、多くの問題が残ることは明らかである。

他方で、イギリスでも問題となっているように、被疑者が精神障がい者等であるかどうかの判断はやはり困難が伴う。イギリスの実務のように医師を関与させる手続は十分検討に値するであろうが、結局警察官の判断が介在する。やはり、警察官や弁護人等に対する研修が重要であろう。また、身体拘束場所に社会福祉士など専門家が常駐する制度も考えられてよいかもしれない。

詳細は、別添資料4のとおり。

（研究協力者：斎藤司）

なお、イギリスについては、Tom Ellis(トム・エリス)に関連文献の調査を依頼し、Elaine Crawley や Richard Sparks ライギリスにおける高齢犯罪者処遇に関する複数の文献を入手した。また、2011年8月に神戸で行われた国際犯罪学会の世界大会において、Strathclyde大学のTata Cyrus教授にイギリスにおける判決前調査の効果についての報告を得た。

なお、韓国や台湾については、刑事司法において、高齢者や知的障がい者などに対する特別な措置はないことが判明したため、調査対象国から除外することとした。

4. 触法・被疑者となった高齢・障がい者に関する弁護士に対する実態把握調査

本調査では、刑事裁判において、障がいを有する被疑

者・被告人や高齢被疑者・被告人の弁護の経験の有無や、これまで担当した被疑者・被告人の特徴を弁護士に対して質問紙調査することによって、高齢・障がい者など福祉的支援が必要な被疑者・被告人に対してどのような弁護活動が行われているのかを明らかにする。

質問紙調査は、荒弁護士のグループと協力して行った。具体的には、単位弁護士会を通じて刑事弁護を担当している弁護士に対して、知的障がいや高齢によって自立が困難な被疑者・被告人の実態についてのアンケート調査を個別に実施することとし、調査票を荒弁護士グループの辻川弁護士らの協力を得て作成した。調査対象者は、各単位会の「刑事弁護委員会」あるいは「高齢者・障がい者の権利委員会」に所属する弁護士 4473 名（重複者有）で、2011年2月4日に各単位会の委員会に郵送し、各委員会に配布するように依頼した。2011年3月23日の時点で、366名からの返送があった（回収率 8.2%）。回収数はそれなりに分析が可能なサンプル数となっていながら、回収率が極端に低いため、この調査結果を全国の弁護士を代表するものと考えることは困難である。回答者の傾向を分析すると、今回の調査では、触法高齢・障がい者の弁護に対して意識の高い弁護士が貴重な時間を割いて回答してくれた可能性が高い。低回収率によって、触法高齢・障がい者の弁護の実態や問題点を探る目的が損なわれるわけではないが、本調査における弁護士としての代表性については結果の解釈上注意が必要である。ある意味、単位弁護士会の中には調査への協力を拒否する会もあったなど回収率の低さが、触法高齢・障がい者に対する一般的弁護士の問題意識の乏しさを表しているともいえるのではないだろうか。

調査結果は、以下のようにまとめられる。

知的障がいを有する被疑者・被告人の刑事弁護において、まず指摘しておかなければならぬのは、やはり知的障がいを有していることに気づかれずに、健常者として刑事裁判を受けている者が少なくないということである。本調査では、知的障がいを有する被疑者・被告人の刑事弁護の経験の有無を尋ねているが、経験があるとするのは弁護活動のなかで知的障がいを有していることを認識した場合に限られる。認識できなかった場合、その被疑者・被告人は健常者となってしまっている。

本調査では、過去1年間の被疑者・被告人の特徴を尋ねているが、知的障がいを有する者の刑事弁護の経験がないと回答した者でも、知的障がいの兆候を示す被疑者・被告人には出会っていることが示された。また、最近の刑務所内に IQ が知的障がいの領域にある受刑者が 25% 程度いる統計的事実についても回答はある程度知識を有していた可能性はある。しかし、自らの前に実際に現れる被疑者・被告人たちの困難さと知的障がいが

なかなか結びつかないことが示唆される。多くの回答者は、被疑者・被告人の言動から判断していると回答している。その経験に裏打ちされた気づきは非常に重要ではあるが、具体的にどの程度のどのような障がいがあるのかは、起訴や公判までの期間を考えると、なかなか明らかにできていないようである。多くの回答者は、障がいに気付いた場合には、福祉的な支援の必要性を重視した弁護活動をおこなっていると回答している。しかし、裁判の結果との関係で考えるとあまり実っていないようである。これまで指摘されているように、実刑が回避されている場合は、示談が成立していることが多く、成立しない場合は実刑を免れていないことが確認された。また、精神鑑定を求める、あるいは他の弁護士に相談するといった方針を取らざるを得ないような場合は実刑を回避しにくいようである。さらに、福祉的な支援を主張することは実刑であるかどうかについては、関連がないという結果になった。これは、示談のように、実刑を回避する事由として、福祉的な支援が法廷でまだ認められていなことを改めて浮き彫りにしたと言える。

このように福祉的な支援が裁判結果と関連性がないのは、高齢被疑者・被告人の場合も同じである。高齢被疑者・被告人が実刑を回避できるのは、引受人となる家族や親族がいて、帰る場所（住居）があり、示談が成立している場合である。つまり、高齢被疑者・被告人においては、家族や親族といった要素が最も重要であり、それがない場合は福祉的支援を示すということになっている。

詳細は、別紙資料5のとおり。

（研究分担者：浜井浩一、研究協力者：我藤諭・岡田和也）

D. 考察

研究成果の学術的意義について

1. 統計分析（保護統計年報等）

触法・被疑者となった高齢・障がい者の動向については、高齢者が顕著に増加していることは明らかである一方で、知的障がい者に関する動向は、「不詳」等が多く正確には把握しきれない部分がある。ただし、人口比等を考慮すると、潜在的に知的障がい者が存在している可能性は高い。また、更生緊急保護では、年々そうした対象者は増加しているものの、更生保護施設から福祉施設等につないでいるケースが非常に少ない実態が明らかになった。

また、4号観察対象者についてみると、生計状態が貧困に該当するものが増加し、保護観察終了時にも定職につけていない者が増加している。更生保護施設を利用し

た者についても、円満退会は多いものの、大会時に無職者が多いとの実情があることを考えると、委託期間が経過した後に、帰住先の当てがないまま、説得に応じて更生保護施設を（円満）退会した者も少なくないことがうかがわれる。つまり、自立までの短期間の中間施設として更生保護施設が存在しているわけだが、更生保護施設収容期間中に自立に至らないまま施設を退会せざるを得ない状況があり、これが触法高齢・障がい者の受入れの障がいとなっている可能性が高いことが浮き彫りとなつた。このことは、下記、更生保護施設に対する調査結果とも一致している。

2. 更生保護施設等に対する調査

更生保護施設に対する質問紙調査では、触法高齢者・障がい者の受け入れが必要な状況となる中で、社会福祉との連携による解決・改善への評価は必ずしも高くないことがわかった。これは、更生保護事業における従来の取り組み方を補完することを期待している施設が多いことを示唆すると考えられる。他方、社会福祉との連携に対して積極的な意向のある施設もあり、更生保護の今後のあり方に対する考えが多極化しているといえる。

また、職員へのヒアリング調査を通して見出せるのは、必ずしも社会福祉による社会復帰支援ではなく更生保護の処遇の一部として社会福祉の職員が処遇に従事していることであった。

これは、更生保護が歴史的に培ってきた伝統や処遇の重要性を看過できないということであり、社会福祉がイニシアチブをとることによって一気に状況を改善するような取り組みが望まれている訳ではない事を示唆していると考えられる。

その他、質問紙調査では、更生保護施設が矯正施設と社会の間に位置する中間的な施設であり、次につなぐ場所がない場合には、自立が困難な高齢者や障がい者の受け入れに必ずしも積極的ではないことや、受け入れた場合にも生き甲斐を持たせるなど処遇上の困難を抱えていること、更には受け入れを依頼する矯正施設から正確な情報が伝えられていないことなどに対して不信感があることなどが明らかとなった。つまり、更生保護施設に高齢・障がい者を受け入れてもらうためには、こうした問題点を克服し、更生保護施設退所後の具体的な見通しを立てた上で受け入れを依頼することが必要となると考えられる。

いずれにしても、刑事処分を受けた触法高齢者・障がい者が今後一層増加していくことは更生保護関係者の一致する見通しであるが、更生保護の本質的な人格的陶冶や改善更生に対する指導が、社会福祉によるサービス提供によって安易に解決しえないと認識が根強いという

ことが考えられた。

質問紙調査の中でも、更生保護の今後のあり方に対し、「更生保護・社会福祉の考え方の理解」を重視する意見があった。地域生活定着支援事業を契機とした大きな変革が更生保護施設に訪れているが、漸進的な取り組みを重ね、実績を通した両者の協力体制のあり方が今後築かれていくべきであると考えられた。

3. 諸外国における刑事司法と福祉の連携

ノルウェーには、刑事司法と福祉をつなぐような特別な仕組みは存在せず、刑務所内を含めて社会の隅々まで福祉が行き渡り、被疑者・被告人が例外とはならないことが明らかとなった。そのため、ノルウェーには本研究で問題となっている被疑者・被告人となった高齢・障がい者そのものがほとんど存在していない。つまり、高齢化=高齢犯罪者の増加ではなく、福祉によるセイフティネットを整えることでこの研究の対象となっているような問題は発生しないことが明らかとなった。ノルウェー調査から言えることは、高齢者や障がい者に対する福祉政策が充実すれば、日本が抱えているような触法高齢・障がい者の問題のほとんどは解消するということである。

イタリアは、憲法（第27条）において、刑罰は更生を目指すものでなければならないと明記されている。そのため、裁判で実刑が選択された場合には、判決後に、矯正処分監督裁判所（TDS）という裁判所が、実刑の執行形態を受刑者の更生という観点から検討する仕組みが存在する。高齢者や障がい者の場合、更生を考えると、刑務所に収容することは適当ではないと判断されることが多いため、代替刑として、保護観察や自宅又は公的福祉施設で刑を執行することが選択されやすい。また、このTDSと刑務所やソーシャルサービスをつなぐために司法省内にソーシャルワーカーで構成される社会内刑執行事務所（UEPE）が存在し、TDSに代替刑を検討するための基礎資料である社会調査報告書を提出するとともに、受刑者の環境調整や保護観察などの代替刑の執行を担当している。

一方、日本の憲法には、刑罰の目的としての更生に関する規程は存在しない。UEPEのように刑事司法の中に福祉の視点を持つソーシャルワーカーも存在しない。日本の刑罰の目的は応報と一般予防が中心であり、そのため、裁判までの刑事司法には更生という視点が欠如しており、これが、本研究課題のような問題を引き起こしている。弁護士調査でも、裁判において、更生（再犯防止）のために福祉的な支援の必要性を主張することが実刑回避につながらないのもここに理由がある。

日本で起きている累犯化した社会的弱者を大量に刑

務所に拘禁するという問題を解決するためには、現在の「応報型刑事司法」を克服し「問題解決型刑事司法」に移行していくことが必要である。そのために必要なものをイタリアから学ぶとすれば、大まかに言うと以下のようなことであろう。

- ① 国民全体、少なくとも刑事司法の専門家が、更生を刑罰の目的の一つとして共有すること（イタリア憲法第27条）
- ② 罪を犯した者が更生するために必要な措置・支援内容を特定するための（判決前・判決後）社会調査を行う制度を作ることとそれを考慮した量刑を行うこと（TDSとUEPEにおける社会調査）
- ③ 刑事司法内福祉・教育的視点を取り入れ、刑事処分後に福祉や就労など更生のために必要なサービスに彼らをつなぎ、更生計画を実施するための仕組みを作ること（UEPE）

刑罰の最終目的が犯罪者の更生、社会復帰にあるということを共有することができれば、判決前と判決後が完全に分断された現在の刑事司法の縦割りの弊害も自然と解消し、相互理解も深まるはずである。

また、ドイツやイギリス研究で明らかとなったことは以下のことである。

「社会的排除」を受けている者が、未決拘禁によってさらに「社会的排除」されるという現状に鑑みれば、「社会的排除」を生む未決拘禁を最小化するだけでなく、未決拘禁の原因ともなりうる「社会的排除」を最小化することが必要となる。未決拘禁を最小化することを目的とした「社会的援助」（住居や職場の提供、一般社会の社会保障制度への仲介等）が提供されるべきである。より具体的には、被疑者・被告人に関する住居、家庭環境、就労状況、コミュニティなどに関する情報について調査（ニーズの把握）を行い、これに関するアセスメントを基にこれらの社会的援助が提供されるべきである。このような社会的援助は、無罪推定などを根拠に、身体拘束によってもたらされる弊害を最小化する国家の義務として、対象となる被疑者・被告人の同意を前提に提供されることになる。未決拘禁による弊害を最小化するという目的に鑑みるならば、この社会的援助は、非拘禁的措置や未決拘禁を行うか否かを判断する勾留質問の段階から提供されるべきである。さらに、非拘禁的措置や未決拘禁後の勾留理由開示（勾留審査）の段階においても、同様に社会的援助が提供されるべきである。このような裁判所での手続においては迅速性が要求されるため、例えば保護観察官などが簡易な調査やアセスメントに基づく迅速な社会的援助が提供されるべきことになる。

上記のようなことを実現し、被疑者・被告人となった高齢・障がい者の人権を保障するという観点から見ると、特に障がい者についてであるが、ドイツやイギリスのように取調べの段階から、福祉的な素養を持つ専門職が被疑者に寄り添うこと、捜査官（留置管理官を含む）や検察官・裁判官に対して障がい者（障がい者の理解や福祉制度）に関する研修を充実させること、同様に、障がいを理解した特別な弁護士の養成と採用、さらには、適切な刑事処分を行うための根拠としての判決前調査の制度が必要となることは明らかである。

4. 触法・被疑者となった高齢・障がい者に関する弁護士に対する実態把握調査

日弁連の協力を得て、各単位弁護士会の刑事弁護委員会や高齢・障がい委員会に所属する弁護士に対してアンケート調査を実施したが、委員会としてアンケートへの協力に消極的であったり、都道府県単位の刑事弁護委員会の中には、アンケートの趣旨、つまり弁護士が更生を意識すること自体を理解しようとせず拒否する反応があり、法曹の中に更生という視点を持たせることが容易でないことが明らかとなった。まずは、この研究課題に関して法曹全体に対する啓もう活動等の必要性が浮き彫りとなった。

調査結果からは、弁護士が障がい者に対する十分な知識を有していないため知的障がいを見逃している可能性や犯罪の背景にある福祉的な支援の必要性を主張することが実刑回避にはつながっていないこと、実刑を回避するためには引受人を特定し、示談をとることが最も有効であると弁護士が考えていることが明らかとなった。

また、知的障がい者の弁護に関しては、弁護士に対する障がい者弁護の特別研修、判決前調査や障がい者の国選弁護に対する特別加算の必要性を感じている者がほとんどであることがわかった。高齢者についても、知的障がい者ほどではないものの弁護士に対する特別研修、判決前調査や特別加算が必要だと考えるものが過半数を超えており、さらに興味深いことに、上記のような対策の必要性は、障がい者や高齢者の弁護を担当したことのある者ほど強く感じていること、同様に、各単位会の「高齢・障がい委員会」や「刑事弁護委員会」に所属している者ほど必要性を感じているものが多いこともわかった。まずは、多くの弁護士に、こうした問題に気づいてもらうことが必要である。

研究成果の行政的意義について（具体的提言については、「結論」を参照されたい）

上記のように、そもそも高齢者や障がい者という社会的弱者と言われる人々が軽微な犯罪で累犯化して実刑と

なる背景には、福祉そのものの不十分さ、刑事司法や法曹と福祉との連携の不足（刑事司法の中における福祉の不在）、刑罰目的としての更生の不在、刑事司法を運営する法曹の更生に対する意識の不足などがあることが明らかとなった。具体的には、刑事司法機関に働く警察官・検察官・裁判官の間で、被疑者・被告人の更生を考えようとする意識の乏しさや障がい者に対する理解の乏しさが顕著であること、また、それは弁護士においても見られること、刑事司法と福祉をつなぐという観点からは、刑事司法の中に触法高齢・障がい者の抱える問題に気づく福祉的な視点を持った専門職が存在しないこと、触法高齢・障がい者の国選弁護に対する特別な配慮が存在しないこと、判決前調査が存在しないこと、更生保護施設から福祉へとつなぐ制度が存在しないことなどの問題点があることが明らかとなった。

本研究の行政的意義としては、上記のような問題点を解決・克服するために、知的障がい者や高齢者に対する福祉そのものの充実、法曹養成を含めて刑事司法全体における意識改革、つまり犯罪者を単に罰するのではなく更生させることも刑事司法の目的（役割）であり、そのためには各刑事司法機関の連携や刑事司法機関と福祉との連携といった縦と横の連携を制度として強化していくことが必要となるといったことが明らかとなったことを挙げることができる。以下、「結論」において本研究から得られた知見に基づいた具体的な提言を述べる。

E. 結論

上記のように、本研究課題である被疑者・被告人となった高齢障がい者の拘禁を回避するためには、知的障がい者や高齢者に対する福祉そのものの充実、法曹養成を含めて刑事司法全体における意識改革、つまり犯罪者を単に罰するのではなく更生させることも刑事司法の目的（役割）であり、そのためには各刑事司法機関の連携や刑事司法機関と福祉との連携といった縦と横の連携を制度として強化していくことが必要となる。

具体的には、福祉的な支援が必要な高齢者や障がい者を刑事司法のできるだけ早い段階で把握することが必要である。つまり、警察に逮捕された段階、検察に送致され勾留されている段階、そして、起訴（公判請求）されて判決を待つ段階において、福祉的な支援が必要な被疑者・被告人の存在を把握し、必要な支援の内容や実行可能な支援策について検察官・裁判官に伝え、起訴猶予や執行猶予を促していく必要がある。

高齢者や知的障がい者に必要な福祉ニーズの把握と具体的支援のあり方としては、以下のような施策が考えられる。

1. 当番弁護制度の活用

刑事司法の最も早い段階で被疑者の側に立って活動する機会を持つのは当番弁護士である。当番弁護士が、軽度の知的障がいの可能性など触法高齢・障がい者のもつ問題点に気づけば、警察段階の刑事手続のかなり早期の段階での手当てが可能となる。その前提として、当番弁護士や被疑者・被告人段階で関わる国選弁護人に対して、高齢者や障がい者など福祉的支援が必要な被疑者・被告人の存在とその特徴、支援の在り方に対する問題意識を持たせることから始める必要がある。そのためには、弁護士を含めた法曹の意識を改革が必要であり、下記に示すような高齢・障がいを持つ被疑者・被告人の問題や彼らの更生に関する研修会を活発に行い、弁護士一人ひとりの自覚を促することで、支援の可能性を高めることが必要である。

2. 障がい者の理解や更生等に関する弁護士・検察官・裁判官に対する研修（微罪処分・起訴猶予・執行猶予の活用）

現状では、日本における刑罰目的の中心は応報にあり、行為責任主義の下、謝罪や示談等の情状に対して温情的観点から一定の配慮を行うものの、犯した罪に対する責任をとらせることが裁判の目的となっている。この点に対して、まず、刑事処分の大きな目的が更生であり、再犯防止を含めて、刑事司法がより良い社会に貢献するためには、応報ではなく更生という視点への転換が必要であることを刑事司法に関わる者が共通の認識として持つ必要がある。

ただ、そのためには刑事司法全体の大きな意識改革と法改正が必要であり、一朝一夕に達成できることではない。

当面は、高齢者や障がい者が軽微な犯罪の累犯化によって機械的に累犯加重を適用されて実刑になっている実情やその問題点について、検察官や裁判官といった法曹の理解を深めることで、触法高齢・障がい者の拘禁を回避する選択を促していくことが重要である。その一歩として、法曹が軽度の知的障がいを認識できるようにすることが必要である。

法曹や警察官の中での障がい理解が深まることによって、現行制度の中でも、障がいに対する配慮を理由とし、より積極的に微罪処分・起訴猶予・執行猶予を適用することで、拘禁を回避することが可能となる。ただし、触法高齢・障がい者を単に釈放しただけでは、再犯を防止することはできない。犯罪の背景にある貧困や孤立といった問題を解消し、更生を促していくためにも福祉への橋渡しを行うことが必要であり、刑事司法内部への以

下のようなソーシャルワーカーの配置が望まれる。

3. 警察、検察庁や裁判所への社会福祉士等の専門職の配置

これは、検察庁や裁判所に触法高齢者や障がい者の支援に精通した社会福祉士を配置し、検察官や裁判官の処分決定を支援するものである。具体的には、起訴前の取調べや公判に当たって、高齢者や障がいが疑われる者がいた場合には、検察庁や裁判所に配置された社会福祉士を同席させるなどして、その意見を求めることが考えられる。これによって、事案は軽微であるものの、反省の程度や社会的な受け皿が不足していると判断され、起訴猶予や執行猶予の選択が躊躇されているようなケースについては、この社会福祉士が、その専門的知識を活用して微罪処分・起訴猶予・執行猶予など拘禁を回避するための条件を整えることができる。

この点に関しては、イタリア司法省に所属し、刑事司法、特に刑罰の執行段階で重要な役割を果たしているソーシャルサービスのUEPEが一つのモデルとなる。

UEPEは、ソーシャルワーカーや臨床心理士から構成され、イタリア憲法に示された「刑罰は人道的で、かつ更生に資するものでなくてはならない」という理念に基づいて作られた組織であり、障がい者や高齢者の刑罰の執行（代替刑の選択）に当たって刑事司法の様々な段階で、社会福祉や更生の立場から積極的な役割（助言・勧告）を行っている。日本では、家庭裁判所調査官がこのUEPEの役割に最も近い。また、イタリアでは警察組織内にも刑事手続から外れたものの行政処分の対象となり、かつ福祉的支援が更生に必要なケースに対応するためソーシャルワーカーが常勤しており、この制度も参考になる。

4. 判決前調査の導入

これは、少年審判において家庭裁判所の調査官が行っている社会調査に近いものである。家庭裁判所の行う社会調査は、心理学、社会学等の専門的知識を活用しながら、審判対象となっている少年の非行原因や社会的背景、更生可能性、そのために必要な処遇を分析し、報告書にまとめて裁判官に提出するが、触法高齢・障がい者の支援にこの判決前調査を応用し、心理学や社会学よりも社会福祉的な視点から、犯罪の背景要因や更生可能性、そして更生のために必要な支援策（支援計画）をまとめて裁判官に提出することで執行猶予を活用することが可能となると思われる。そのためには、この判決前調査の更生プランができるだけ具体的で実行可能なものであることが必要である。現在、受刑者に対しては保護観察所において環境調整が行われているが、ここでいう判決前調

査は、環境調整を含むものである。つまりこの判決前調査には、帰住予定地・引受人を確定することが含まれることが望ましい。正式に刑事処分を回避し、なおかつ再犯を防止する体制を整えるためには、釈放後の受入れ体制などの環境調整を含めて公的な根拠（情状証拠）が必要であり、更生を視野に入れた刑事処分を考える上では判決・量刑前の社会調査は不可欠である。

上記イタリアのUEPEも、判決前調査に近い役割を果たしているが、イタリアでは、刑の執行段階で拘禁代替刑が検討されるため、判決後にこの社会調査が行われる。

5. 民間団体による組織的支援

これは、イギリスなどで「適切な大人」制度や民間の犯罪被害者支援組織が、犯罪が発生した時点から警察、検察、裁判所と協力して社会的弱者や犯罪被害者の支援（相談、情報提供、公判への付き添いなど）を行っている活動を、犯罪者として検挙された高齢者・障がい者などに応用するものである。海外でも、台湾など知的障がい者の親の会などが、刑事司法機関に関わるようになった触法知的障がい者に対する組織的な支援を行っている例がある。これを実施するためには、警察などの刑事司法機関と民間組織とのシステム化された連携が不可欠である。

また、イタリアでは受刑者を含む社会的弱者を救済し、必要な支援や雇用を提供するために設けられた社会協同組合など様々な民間団体の協力を得ながら障がいや依存症などハンディキャップを持った受刑者の支援、特に居場所の提供に当たっている。

6. 中間施設としての更生保護施設活用の積極化

被疑者・被告人となった高齢・障がい者の拘禁を回避するためには、一時的なものであっても起訴猶予、執行猶予を得るための受皿を確保することが必要となる。そのためには、更生保護施設の活用が不可欠であるが、更生保護施設では、高齢・障がい者の処遇や退所後の生活に対する見通しがもてないため受け入れに消極的である。

そこで、更生保護施設における高齢・障がい者の一時的な受け入れを積極化するためには、更生保護施設後の生活設計を具体化することが必要となる。そのためには、刑事施設や弁護士と地域生活定着支援センター・福祉との連携が不可欠である。

また、更生保護施設が、触法高齢・障がい者を受け入れた場合にも生き甲斐を持たせるなど処遇上の困難を抱えていることや、更には受け入れを依頼する矯正施設から正確な情報が伝えられていないことなどに対して不信感があることなどを考えると、福祉とだけでなく矯正施

設との連携、特に受刑者の情報交換を積極的に行い、受け入れる前の段階から対象者の特徴や性格等を十分に理解できるような体制づくり（個人情報を共有するための組織全体での合意の構築）が必要である。

7. 高齢や障がいを持つ被疑者・被告人の国選弁護への弁護報酬に対する特別加算

現行制度下で、国選刑事事件を受任した場合、拘置所等への数回の面接と公判への出席以上の弁護活動をすると国から支払われる費用では賄えないケースが多い。特に、障がいを持っていたり、高齢で孤立化していたりする被疑者・被告人の国選弁護を受任し、更生に資する弁護を展開しようとした場合には、彼らを十分に理解するために面会そのものの回数が増加するだけでなく、釈放後の支援体制を整えるための福祉との調整をしたり、更生支援計画書を作成して裁判所に提出するなどかなりの時間的・経済的負担が発生する。それが、触法高齢・障がい者の刑事弁護活動において、特別な弁護活動をすることの足かせともなっている。

この負担を軽減し、適切な弁護活動に見合った報酬を確保するためにも、触法高齢・障がい者の国選弁護を担当したものに対しては、その活動内容に応じた特別な報酬加算制度が必要である。また、加算制度を設けることで、触法高齢・障がい者の実情を理解した弁護活動が活発となり、検察官や裁判官に対して、触法高齢・障がい者の問題に対する理解を促すことにもつながることが期待される。

F. 研究発表

1. 論文発表

- 浜井浩一 (2009) 「ワークショップ 高齢者犯罪」 刑法雑誌48(3) p. 507~510
- 浜井浩一 (2010) 「法律家のための犯罪学入門(5) ノルウェーから見えてくる日本の高齢者犯罪増加の原因」 刑事弁護 (現代人文社編) (63) p. 177~183
- 浜井浩一 (2011) 「法律家のための犯罪学入門(7) イタリアにおける触法障がい・高齢者の処遇について」 刑事弁護 (現代人文社編) (65) p. 167~172
- 浜井浩一 (2011) 「法律家のための犯罪学入門(9) 犯罪統計入門(2)少子・高齢化と犯罪・刑罰」 刑事弁護 (現代人文社編) (67) p. 123~129
- 浜井浩一 (2011) 「法律家のための犯罪学入門(10) 地域や民間を基盤とするイタリアの犯罪者処遇」 刑事弁護 (現代人文社編) (68) p. 134~139
- 浜井浩一 (2011) 「触法障がい者の支援―「司法と福祉の連携」を考える」 ノーマライゼーション 31(4) 通号357 p. 9~13

7. 浜井浩一 (2011) 「誰を何のために罰するのか 一 イタリアにおける触法精神障がい者及び高齢犯罪者の処遇を通して日本の刑罰と更生について考える」 『人権の刑事法学:村井敏邦古稀記念論文集』 浅田和茂・石塚伸一編 日本評論社 p.896-930
 8. 浜井浩一 (2011) 「少子・高齢化社会における犯罪・非行対策-持続可能な刑事政策を目指して はじめに-少子・高齢化社会における犯罪・非行対策」 犯罪社会学研究 (36) p. 4~10
 9. 浜井浩一 (2011) 「少子・高齢化社会における犯罪・非行対策-持続可能な刑事政策を目指して 少子・高齢化が犯罪に与える影響とその中で持続可能な刑罰(刑事政策)の在り方-犯罪学からの提言」 犯罪社会学研究 (36) p. 76~106
 10. 斎藤司 (2009) 「刑事被収容者処遇法と逮捕留置」 愛媛法学会雑誌 p. 179~219
 11. 斎藤司 (2010) 「社会内処遇をめぐる動向と課題」 龍谷法学 p. 71~279
 12. 斎藤司 (2009) 「未決拘禁における社会的援助」 福井厚編『未決拘禁改革の課題と展望』 (日本評論社) 201頁以下
 13. 斎藤司 (2012) 「被疑者・被告人の非拘禁的措置」 刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望(仮)』 (現代人文社、2012年刊行予定)
 14. 古川隆司 (2009) 「高齢受刑者の釈放前調整におけるソーシャルワークとの連携」 (財)日立みらい財団、犯罪と非行No. 160、209~223頁
 15. 古川隆司 (2009) 「高齢犯罪者の更生保護における課題と福祉的援護」 龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報No. 6、120~130頁
 16. 古川隆司 (2010) 「高齢犯罪者の釈放前調整における外部との連携について-社会福祉の立場から-」 (財)矯正協会、刑政第121巻第2号、76~85頁
 17. 古川隆司 (2010) 「地域生活定着支援事業における専門職間連携-要援護性を中心に-」 (財)日立みらい財団、犯罪と非行No. 165、143~156頁
 18. 古川隆司 (2010) 「社会保障を含む社会復帰支援-高齢者の犯罪と社会的寛容-」 (株)法研、週刊社会保障2010年9月6日号(通巻2594号)、44~49頁
 19. 古川隆司・江口賀子 (2010) 「要援護受刑者の釈放時保護-矯正と社会福祉の連携の実践例から-」 (財)日立みらい財団、犯罪と非行No. 167、41~53頁
2. 学会報告
1. 浜井浩一「Growing penal populism in Japan Part 2」 アメリカ犯罪学会 2009年
 2. 浜井浩一「Penal populism and aging prison population in Japan」 アメリカ犯罪学会 2010年
 3. 浜井浩一「Beyond Punishment: collaboration between Criminal Justice and Social welfare」 organizer 国際犯罪学会第 16 回世界大会 2011 年
 4. 古川隆司「高齢犯罪者の社会復帰を妨げる要因(1)」日本老年社会学会第 51 回大会、パシフィコ横浜、2009 年
 5. 古川隆司「高齢受刑者・保護觀察者の処遇と社会復帰に関する研究(2)」日本社会福祉学会第 57 回大会、法政大学、2009 年
 6. 古川隆司「高齢犯罪者の社会復帰における社会環境調整の現状と福祉的支援の課題(2)」2009 年度日本社会福祉学会関西部会(関西社会福祉学会)年次大会、神戸学院大学
 7. 古川隆司「語りを通した高齢犯罪者の社会復帰への軌跡と課題」日本老年社会学会第 52 回大会、あいち健康プラザ、2010 年
 8. 古川隆司「対人援助としての教誨-罪を犯した高齢者と教誨師へのインタビューから-」日本キリスト教社会福祉学会第 51 回大会、同志社大学、2010 年
 9. 古川隆司「高齢犯罪者・触法障がい者の社会復帰と福祉的措置の必要性」日本犯罪社会学会第 37 回大会、国士館大学、2010 年
 10. 古川隆司「高齢犯罪者の社会復帰における社会環境調整の現状と福祉的支援の課題(3)」日本社会福祉学会第 58 回大会、日本福祉大学、2010 年
 11. 古川隆司「高齢犯罪者の社会復帰への軌跡と課題-当事者と関係者の語りをもとに-」日本老年学会・日本老年社会学会第 53 回大会、京王プラザホテル、2011 年

※なお、上記学会報告の「Beyond Punishment: collaboration between Criminal Justice and Social welfare」は、2011 年 8 月に神戸で開催された国際犯罪学会の第 16 回世界大会において、研究分担者が、本研究の成果を報告するためにパネルセッションを企画したものである。

G. 知的財産権の出願・登録状況(予定も含む。) なし

別添資料

別添資料 1 「保護統計からみる知的障害を有する者や高齢者の動向と更生保護の課題」

別添資料 2 「更生保護施設等に対する調査」

別添資料 3 ①「ノルウェーから見えてくる日本の高齢者犯罪増加の原因（季刊刑事弁護 63 号）」
②「イタリアにおける触法障がい・高齢者の処遇について（季刊刑事弁護 65 号）」及び
③「少子・高齢化が犯罪に与える影響とその中で持続可能な刑罰（刑事政策）の在り方（犯罪社会学研究 36 号）」

別添資料 4 「刑事訴訟法と人権保障の観点から見た刑事手続における触法高齢・障がい者の身体拘束の短縮や回避（ドイツ・イギリスを参考に）」

別添資料 5 「触法・被疑者となった高齢・障害者に関する弁護士に対する実態把握調査」

別添資料 1

保護統計からみる知的障害を有する者や高齢者の動向と更生保護の課題

我藤諭・浜井浩一（龍谷大学矯正保護総合センター）

1. 方法

被疑者・被告人となった高齢者・障害者について警察・刑事司法統計（検察、矯正、保護統計年報）といった既存の統計を調査することでその特徴を分析する。

特に、保護統計年報における保護観察付執行猶予者の動向を中心に分析することで、その特徴や現状、起訴猶予者・執行猶予者に対する更生緊急保護の現状について分析する。主には、更生保護における2号観察者（少年院仮出院者）、3号観察者（仮出所者）、4号観察者（保護観察付執行猶予者）における障害を有する者や高齢者がどの程度含まれているのかに注目して、1985年から2010年のデータに基づき分析を行う。

2. 結果

各観察者の障害の程度については、新受人員の知能指数と精神状態によって示されている。

まず、知能指数についての推移をみておく。4号観察者（図1）では、4号観察者では90%前後が「不詳」となっており、その正確な動向はわからない。これは、保護観察の受け入れ段階で知能指数を測定していない結果であろう。ただし、4号観察者の新受人員のうち知能指数が70未満の人員は1%前後、80未満の人員は2~3%含まれていることは注目しておかなければならない。一方、矯正施設に収容されていた2号観察者と3号観察者においては、知能指数が不詳の者は少ない。2号観察者の新受人員のうち知能指数が70未満の人員は5~7%前後、80未満の人員は20~30%含まれており（図2）、3号観察者の新受人員のうち知能指数が70未満の人員は20%前後、80未満の人員は40%前後含まれていた（図3）。

さらに、各観察者の知能指数70未満の人員数の推移（表1）をみると、全体では1985年では約4700名であったが、2010年では約2500名へと減少していることがわかる。観察者ごとにその推移をみると、2号観察者では1985年では442名であったが、2010年では214名へと、3号観察者では1985年では4249名であったが、2010年では2285名へと、4号観察者では1985年では88名であったが、2010年では58名へと減少している。また、知能指数70未満の者の構成比をみると、全体では約15%から約11%へと減少していた。2号観察者や4号観察者では構成比においてはあまり減少傾向がないものの、3号観察者においては約24%から約16%へと減少していた。図4は、1985年の新受刑者と仮釈放者新受人員のうち知能指数70未満の人員を100としたときの2010年までの推移である。この図より、1990年代前半までは、受刑者人員も仮釈放者人員も同様に減少しているが、それ以後、受刑者人員は増加に転じるが、仮釈放者人員は横ばいかさらに減少していることがわかる。

次に、精神状況の推移についてみておく。4号観察者（図5）は、精神状況でも正確な動向はわからないものの、約1~2%が「知的障害」に分類されている。「その他の精神障害」

に分類されている者は、1985年では0.5%であったが2010年では6.7%に増加している。一方、2号観察者（図6）では、約2%が「知的障害」に分類されている。「その他の精神障害」に分類されている者は、1985年では0.8%であったが2010年では約4%に増加している。3号観察者（図7）では、1985年では約3%が「知的障害」に分類されていたが、その構成比は徐々に減少し2010年では0.9%となっている。「その他の精神障害」に分類されている者は、1985年では0.4%であったが2010年では約3%に増加している。

さらに、各観察者の「知的障害」と分類された人員数の推移（表2）をみると、全体では1985年では663名であったが、2010年では308名へと減少していることがわかる。観察者ごとにその推移をみると、2号観察者では1985年では109名であったが、2010年では93名へと、3号観察者では1985年では475名であったが、2010年では132名へと減少し、4号観察者では1985年では79名であったが、2010年では83名へとほぼ横ばいである。また、知的障害や精神病質等なんらかの障害を有していると判断された人員の推移（表3）をみると、全体では1985年では663名であったが、2010年では1724名へと増加していることがわかる。観察者ごとにその推移をみると、2号観察者では1985年では177名であったが、2010年では299名へと、3号観察者では1985年では584名であったが、2010年では902名へと、4号観察者では1985年では144名であったが、2010年では523名へと増加している。「知的障害」と分類されている者が減少している一方で、障害を有する者が増加しているのは、2000年過ぎから「その他の精神障害」と分類される者が増加することによると考えられる。この時期から、「発達障害」という枠組みが知れ渡るようになり、その影響も受けて従来の分類には当てはめられず「その他の精神障害」に分類していると考えられる。

次に、3号観察者と4号観察者の居住状況と年齢の推移についてみておく。4号観察者の居住状況（図8）では、約60～70%が家族や親族と同居している。しかし、実人員でみると、配偶者と同居している人員は1985年で2079名であったが2010年では570名へと、両親と同居している人員は1985年で1847名であったが2010年では780名へと減少している。3号観察者の居住状況（図9）では、約60%が家族や親族と同居している。しかし、実人員でみると、配偶者と同居している人員は1985年で4277名であったが2010年では2046名へと減少している。なお、3号観察者の約20～25%が更生保護施設を居住としている。4号観察者の年齢（図10）では、各年齢層においても減少傾向がみられるがいわゆる高齢者層においては増加している。そこで、1988年の人員数を100として2010年までの推移を見たものが図11である。刑事司法手続における高齢化の問題はこれまでも指摘されてきたが、70歳以上の人員数がおよそ6倍になっていることが特徴的である。3号観察者の年齢（図12）においても同様に、各年齢層においても減少傾向がみられるがいわゆる高齢者層においては増加している。そこで、1988年の人員数を100として2010年までの推移を見たものが図13である。刑事司法手続における高齢化の問題はこれまでも指摘されてきたが、70歳以上の人员数がおよそ8倍になっていることが特徴的である。

3. 考察とまとめ

本研究では、保護観察所に係る2号観察者、3号観察者、4号観察者の特徴を保護統計か

ら分析を行った。

まず、知的障害を有する者の動向としては、4号観察者では正確にはどの程度知的障害を有する者が含まれているか不明であるが、2号観察者や3号観察者の動向をみると、およそ20~30%の知的障害を有するものが含まれていることが明らかになった。しかし、その人員は年々減少しており、特に3号観察者において顕著である。これは、知的障害を有する者が刑事施設から仮釈放されることが難しくなっており、満期出所になっている可能性を示す。ただし、2010年のデータからは、知能指数70未満の者が約2500名、また知的障害と診断された者が308名、知的障害や人格障害等を含む何らかの障害を抱える者が1724名と、障害を抱える可能性が高い者が多く保護観察所に係っていることは明らかである。また、高齢者の増加は著しく、65歳以上の者は2010年では3号観察者のうち736名が、4号観察者では199名が保護観察所に係っていることが明らかになった。

このように、福祉的な支援が必要となる者が多く保護観察所に係っているということは、従来の保護観察官と保護司、あるいは更生保護法人といった枠組みだけではなく、地域の社会福祉機関との連携や協働した体制がより一層重要となろう。福祉的な支援を更生保護段階で組み入れることによって、再犯防止に資することが可能となろう。

(研究協力者：我藤諭)

図表

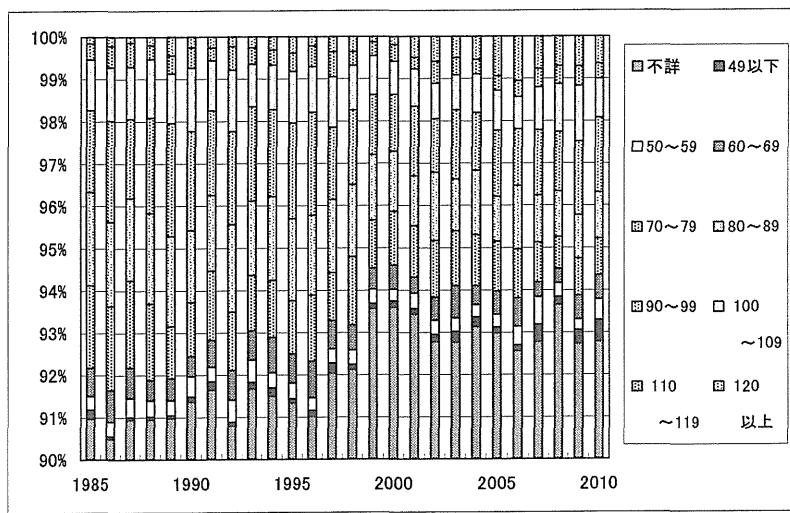


図1:4号観察者の知能指数の動向(構成比)

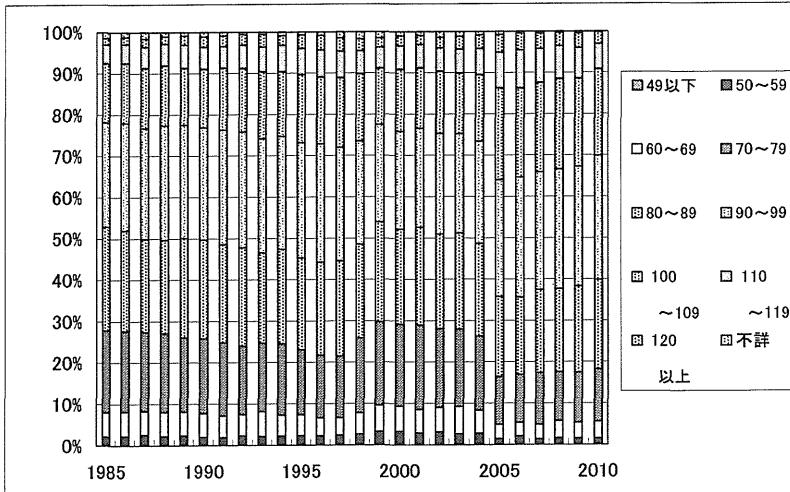


図2:2号観察者の知能指数の推移(構成比)

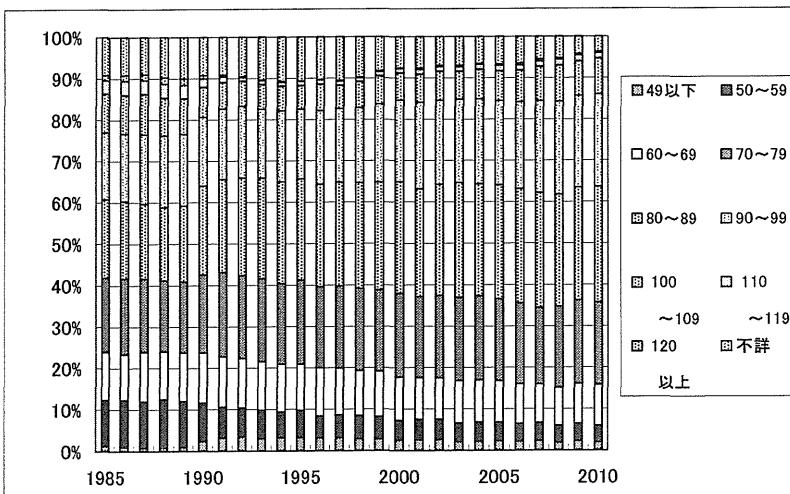


図3:3号観察者の知能指数の推移(構成比)

表1 保護観察所 新受人員中のIQ70未満の人員

	少年院仮出院者	仮出所者	保護観察付執行猶予者	合計
1985	442	4249	88	4779
1986	451	4219	75	4745
1987	439	4207	81	4727
1988	379	3980	57	4416
1989	374	3845	50	4269
1990	334	3535	52	3921
1991	286	3137	55	3478
1992	318	2769	63	3150
1993	336	2696	69	3101
1994	281	2613	71	2965
1995	276	2542	57	2875
1996	244	2459	65	2768
1997	273	2548	63	2884
1998	373	2493	56	2922
1999	496	2533	50	3079
2000	498	2340	57	2895
2001	490	2530	48	3068
2002	521	2681	57	3259
2003	510	2657	72	3239
2004	446	2829	51	3326
2005	235	2759	50	3044
2006	249	2578	56	2883
2007	206	2527	59	2792
2008	226	2386	32	2644
2009	205	2391	42	2638
2010	214	2285	58	2557

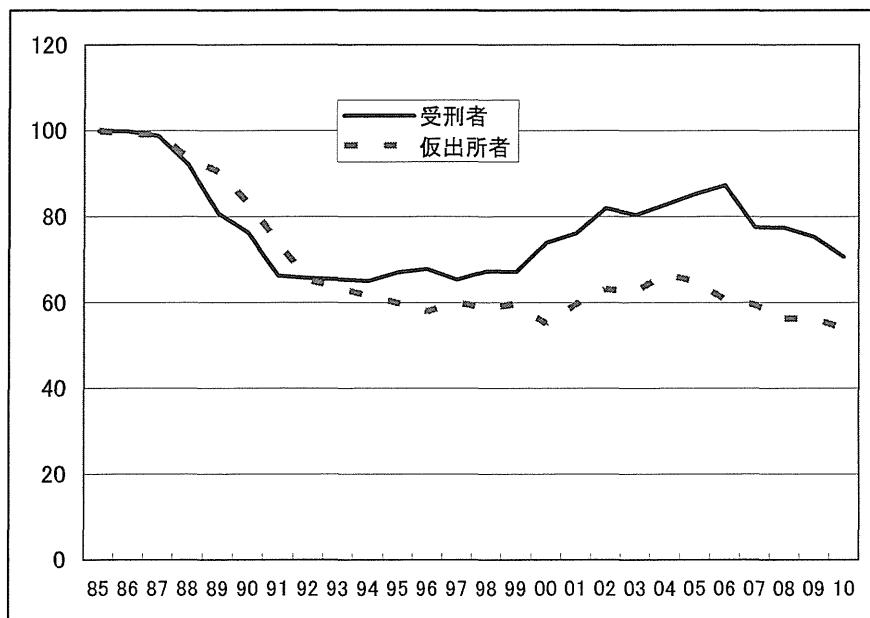


図4 受刑者と保護観察所新受人員における知能指数70未満の人員の推移(指数)

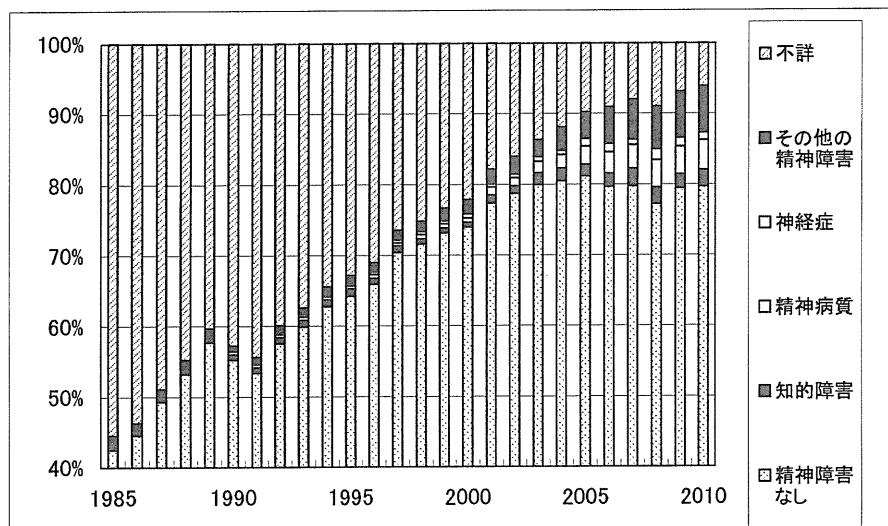


図5:4号観察者の精神状況の推移(構成比)

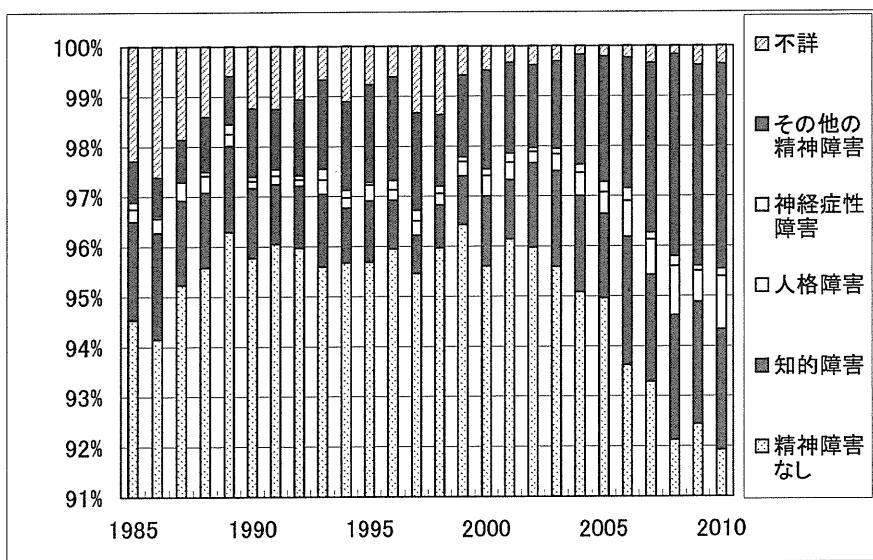


図6:2号観察者の精神状況の推移(構成比)

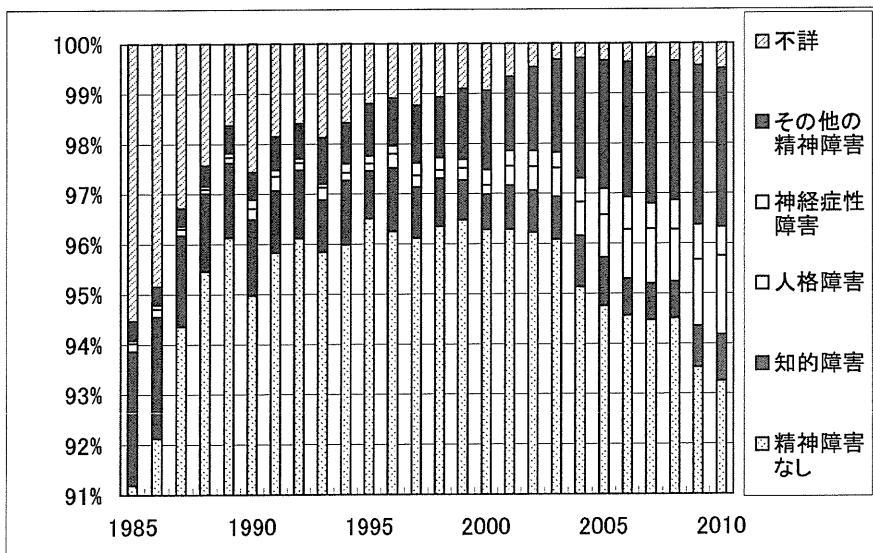


図7:3号観察者の精神状況の推移(構成比)

表2 保護観察所 新受人員中の知的障害を有する人員

	少年院 仮出院者	仮出所者	保護観察付 執行猶予者	合計
1985	109	475	79	663
1986	118	439	45	602
1987	89	318	50	457
1988	71	256	44	371
1989	79	240	32	351
1990	60	224	31	315
1991	48	170	34	252
1992	53	168	38	259
1993	60	130	43	233
1994	42	158	45	245
1995	46	114	49	209
1996	36	155	39	230
1997	32	129	42	203
1998	41	122	34	197
1999	50	104	35	189
2000	74	92	33	199
2001	68	124	60	252
2002	98	127	53	278
2003	106	133	84	323
2004	104	169	90	363
2005	82	157	78	317
2006	120	117	81	318
2007	92	114	101	307
2008	99	114	83	296
2009	94	121	70	285
2010	93	132	83	308

表3 保護観察所 新受人員中の障害を有する人員

	少年院 仮出院者	仮出所者	保護観察付 執行猶予者	合計
1985	177	584	144	905
1986	180	550	112	842
1987	154	415	114	683
1988	143	349	124	616
1989	144	362	101	607
1990	129	365	95	589
1991	109	320	104	533
1992	127	285	122	534
1993	156	286	134	576
1994	125	304	141	570
1995	134	278	142	554
1996	129	327	149	605
1997	135	340	154	629
1998	128	333	167	628
1999	155	347	184	686
2000	209	367	220	796
2001	204	438	265	907
2002	213	506	279	998
2003	229	566	339	1134
2004	258	762	397	1417
2005	236	803	451	1490
2006	289	814	505	1608
2007	276	829	507	1612
2008	307	812	511	1630
2009	277	894	500	1671
2010	299	902	523	1724

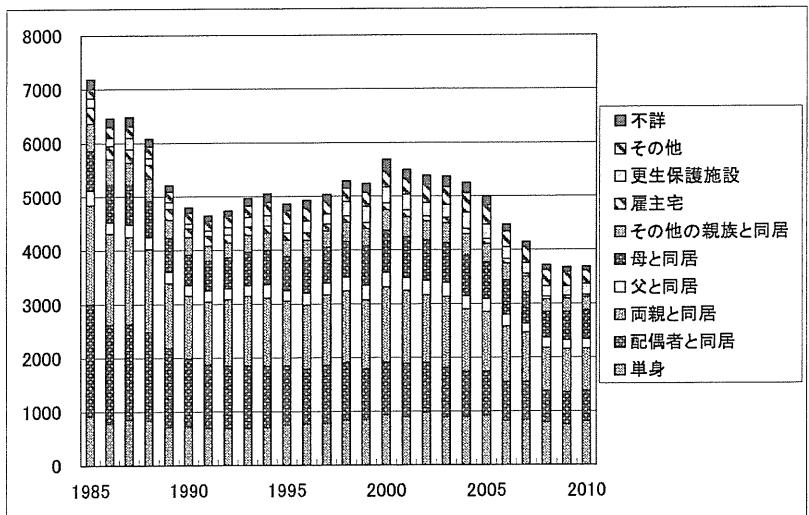


図8 4号観察者の居住状況の推移

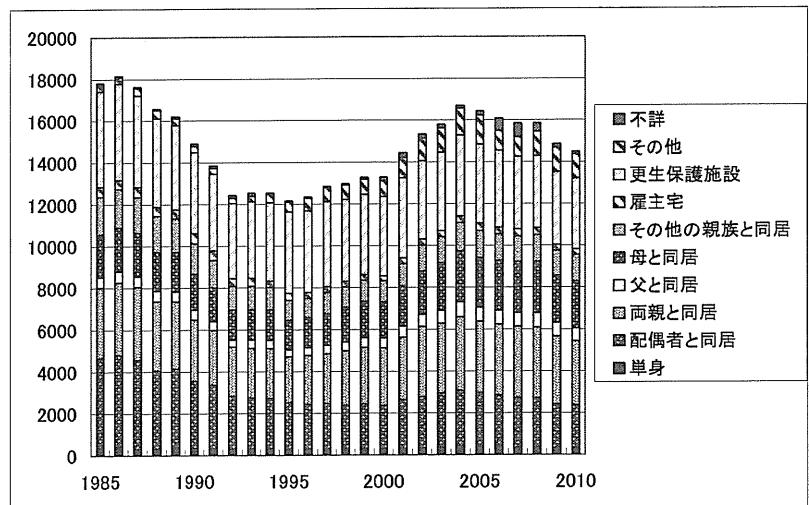


図9 3号観察者の居住状況の推移

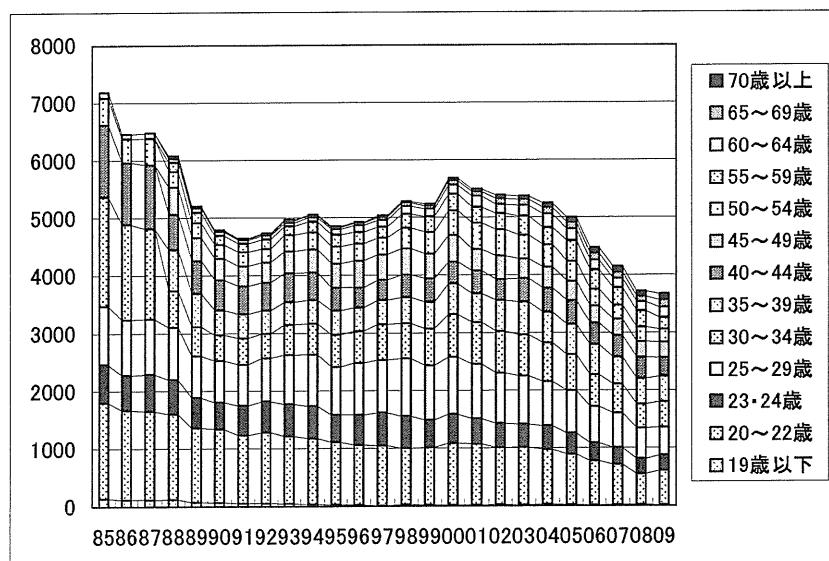


図10 4号観察者の年齢の推移